

平成 21 年 11 月 4 日

各 位

会 社 名 パナソニック株式会社
代表者名 取締役社長 大坪 文雄
(コード：6752、東証・大証・名証 第一部)
問合せ先 役員 財務・IRグループ
グループ マネージャー 河井 英明
(TEL. 06-6908-1121)

三洋電機株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

パナソニック株式会社（以下「公開買付者」又は「当社」といいます。）は、平成 21 年 11 月 4 日開催の取締役会において、以下のとおり、三洋電機株式会社（コード番号：6764 東京証券取引所・大阪証券取引所、以下「対象者」といいます。）の株式を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

当社は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部及び株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）市場第一部に上場している対象者との間で、対象者を子会社化し、将来的には対象者との組織再編行為を行うことを視野に入れた上、両社が緊密な協業関係を構築すべく、平成 20 年 12 月 19 日付で「資本・業務提携契約」（以下「本資本・業務提携契約」といいます。）を締結いたしました。なお、本資本・業務提携契約の内容につきましては、後記「4. その他」の「(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容」をご参照下さい。

当社は、本資本・業務提携契約の中で、対象者を子会社化することを目的として、国内外の競争法に基づき必要な手続及び対応を終えること等を条件に対象者の全株式（普通株式、A種優先株式及びB種優先株式の全て）を対象とする本公開買付けを実施する予定としておりましたが、今般、国内外の競争法に基づき必要な手続及び対応が概ね完了したことを受けて、本資本・業務提携契約に定める当社が本公開買付けを開始する条件が充足されたことを確認し、平成 21 年 11 月 4 日開催の当社取締役会において、本公開買付けを開始することを決議いたしました。当社は本資本・業務提携契約に基づく資本・業務提携の一環として、対象者の発行済株式 3,070,985,000 株を買付予定数の下限として設定し、対象者の全株式（普通株式、A種優先株式及びB種優先株式の全て）を対象とする公開買付けを実施いたします。

A種優先株式及びB種優先株式には、それぞれ対象者に対して当該株式の取得と引換えに1株につき10株の割合で対象者普通株式を交付すること（以下「転換」といいます。）を請求する権利が付されているため、応募株券等の総数が買付予定数の下限を達成したかを判断するにあたっては、本公開買付けに応募されたA種優先株式及びB種優先株式をそれぞれ普通株式10株とみなして応募株券等の総数を計算します。

上記A種優先株式及びB種優先株式が全て普通株式に転換された場合の自己株式を除く発行済株式数（以下「完全希薄化後総株式数」といいます。）は、対象者が平成 21 年 8 月 5 日に提出した第 86 期第 1 四半期報告書に記載された平成 21 年 6 月 30 日現在の発行済の普通株式総数（1,872,338,099 株）に、対象者が平成 21 年 8 月 5 日に提出した第 86 期第 1 四半期報告書に記載された平成 21 年 6 月 30 日現在の発行済のA種優先株式（182,542,200 株）及びB種優先株式（246,029,300 株）が全て普通株式に転換された場合の当該普通株式の総数（4,285,715,000 株）を加え、対象者が平成 21 年 6 月 29 日に提出した第 85 期有価証券報告書に記載された平成 21 年 3 月 31 日現在の対象者が保有する自己株式数（16,084,021 株）を控除した株

式数（6,141,969,078株）に相当し、買付予定数の下限である3,070,985,000株は、完全希薄化後総株式数の過半数に相当します。

また、当社は、対象者のA種優先株式及びB種優先株式を本公開買付けにより取得した後普通株式に転換する予定です。B種優先株式は議決権を有しませんが、普通株式に転換されることにより、対象者の議決権の総数は増加することになります。

なお、本公開買付けについては、平成21年11月4日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明する旨の決議がなされております。

（2）本公開買付けを実施する背景及び理由、その後の経営方針

当社は、総合エレクトロニクスメーカーとして、デジタルAVCネットワーク（プラズマテレビ、液晶テレビ、BD/DVDレコーダー、ビデオカメラ及びデジタルカメラ等の映像・音響機器並びにパソコン、光ディスク駆動装置、複合機、電話機及び携帯電話機等の情報・通信機器）、アプライアンス（冷蔵庫、エアコン、洗濯機、乾燥機及び掃除機等の家庭電化機器等）、電工・パナホーム（電材・電器事業及び住設建材・住宅事業）、デバイス（半導体、電子部品、モーター及び電池）、その他（電子部品実装システム及び産業用ロボット等のFA機器及び産業機器等）の5つのセグメントにおいて、国内外のグループ各社との緊密な連携のもとに、生産・販売・サービス活動をグローバルに展開しています。大正7年の創業以来、「事業活動を通じて、世界中の人々の暮らしの向上と、社会の発展に貢献する」、という経営理念をすべての活動の指針として、事業を進めております。当社は、平成20年10月1日には、社名を「松下電器産業株式会社」から「パナソニック株式会社」に変更するとともに、「Panasonic」へのグローバルブランド統一を進めており、グループ全体の力を結集した成果の全てを「Panasonic」ブランドの価値向上につなげていきます。

また、当社は平成19年1月10日に、平成19年度から平成21年度をグローバルエクセレンスへの挑戦権を獲得するための本格的フェーズチェンジを行う期間と位置付けた中期計画「GP3計画」を発表しており、重点テーマである「海外二桁増販」「4つの戦略事業」「モノづくりイノベーション」「エコアイデア戦略」の実現に向けて全社一丸となって取り組みを推進してまいりました。世界的な経済危機の発生など、経営環境が当初想定と大幅に乖離する中で、計画最終年度である平成21年度も計画の方向性は修正せず、引き続き当該取り組みを推進し、市況回復時には大きく飛躍することを目指しております。

対象者は、コンシューマ部門（テレビ・プロジェクター等の映像機器、オーディオ機器、デジタルカメラ・ナビゲーションシステム等の情報通信機器、冷蔵庫・エアコン・洗濯機等の家庭用機器等）、コマerial部門（ショーケース・大型エアコン等の業務用機器、業務用厨房機器等）、コンポーネント部門（半導体、電子部品、一次電池、二次電池、太陽電池等）、その他部門（物流、保守、情報サービス）において製造・販売・保守・サービス等の活動を展開しており、「私たちは世界のひとつとなくなてはならない存在でありたい」という経営理念のもと、地球環境と人々の生活に大きく貢献する「環境・エネルギー先進メーカー」への変革を目指しています。特に、リチウムイオン電池事業では民生用で世界的に高い市場シェア及び技術力を有しており、グローバルにリーディングカンパニーとしての地位を確立しています。また、今後の市場急成長が予想されるHEV（ハイブリッド自動車）・EV（電気自動車）用リチウムイオン電池事業においても、国内外の自動車メーカーとの共同開発を進め、さらなる高性能を追求したシステムの開発・商品化に取り組むとともに、量産ラインの導入を完了させております。太陽電池事業では、旺盛な需要に対応するため、主力のHIT（結晶系）太陽電池の新工場建設による生産能力の増強や大規模発電・産業向けの薄膜太陽電池の事業化にも取り組んでいます。

対象者は、昭和22年の創業以来、ラジオ、洗濯機、テレビと多角化を進め、戦後の経済発展とともに著しい成長を遂げ、サンヨーブランドのもと電機業界のグローバルカンパニーとなりました。しかしながら、デジタル家電の競争激化や価格下落、さらに平成16年10月の新潟県中越地震による新潟三洋電子株式会社（現 三洋半導体製造株式会社）の被災等の影響を受け、平成17年度には自己資本の増強及び有利子負債の削減等による財務体質の強化が急務となりました。このような状況を受け、対象者は、平成18年3月14日、大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社の100%子会社であるエボリューション・インベストメンツ有限会社、ゴールドマン・サックス・グループ(The Goldman Sachs Group, Inc.)の関連会社であるオーシャンズ・ホールディングス有限会社及び株式会社三井住友銀行を割当先とする総額

3,000億円の第三者割当によるA種優先株式及びB種優先株式を発行することで、財務体質の強化とコア事業を中心とした成長戦略に必要な設備投資・研究開発投資を継続してきました。さらに対象者は、グローバル企業としての成長を確実なものとするため、平成19年11月27日には平成20年度から平成22年度の中期経営戦略「マスタープラン」及び平成20年5月22日には「マスタープラン」に従った中期経営計画を策定しており、厳しい経営環境が継続する中で、先進各国が打ち出しているグリーン・ニューディールと称される環境・エネルギー分野を対象とした景気刺激策を大きなビジネスチャンスととらえ、「将来の成長への布石」として、自動車用二次電池事業・太陽電池事業を中心に、当該分野へ全社のリソースを優先的に配分しています。

当社及び対象者は、マクロ経済の不透明感が高まり、金融危機に端を発する世界的な景気後退局面による需要の減少、円高や材料高による経営の圧迫、中国その他新興国企業の台頭など、両社を取り巻く熾烈な競争環境の一層の激化が想定され、単独での持続的成長はますます難しくなっていること、さらに、既存戦略の加速に留まらない、成長性のさらなる強化に向けた果敢かつ抜本的なアクションが今こそ必要との課題認識を共有しております。かかる共通の環境認識に基づき、当社及び対象者は、グローバルに厳しい競争環境を乗り越え、両社の潜在的な収益成長力を最大限に実現し、共に企業価値の最大化を目指していくため、平成20年11月7日、当社による対象者の子会社化を前提とする資本・業務提携に関し協議を開始することに合意し、「パナソニック株式会社および三洋電機株式会社の資本・業務提携に関する協議開始のお知らせ」を発表しました。その後、当社及び対象者は、具体的な協議・検討を重ね、両社がこれまで培ってきた技術やモノづくりの力を結集し協業することにより成長の基盤強化を図っていくことが、グローバルエクセレンスを目指す上での最善の選択肢であるとの確信に至り、平成20年12月19日に両社取締役会における承認に基づき本資本・業務提携契約を締結しております。今般、国内外の競争法に基づき必要な手続及び対応が概ね完了したことを受けて、平成21年11月4日開催の当社取締役会において本公開買付けを開始することを決議いたしました。

当社及び対象者は、両社協業の効果として、幅広い事業領域における強固な協業関係を構築することにより、以下の主要なシナジー効果を想定しております。

① ソーラー事業

ソーラー事業においては、当社の経営プラットフォームを活用することにより、高効率のHIT（結晶系）太陽電池のさらなる事業拡大を図るとともに、次世代太陽電池の開発・実用化を加速することで、今後著しい成長が予想されている太陽電池需要に対応してまいります。また、当社グループの国内外販売プラットフォームを活用することで、大幅な増販効果が期待できます。

② 二次電池事業（モバイルエネルギー）

対象者は、リチウムイオン二次電池を中心とする二次電池事業において、リーディングカンパニーの地位を確立しています。また、当社も独自のブラックボックス技術を活かし、グローバルで事業を展開しています。対象者の高い生産技術等を当社に導入し、当社からは高容量技術等を提供することで、両社の商品力をより一層強化してまいります。今後の市場急成長が予想されているHEV（ハイブリッド自動車）・EV（電気自動車）用電池でも積極投資を行い、当社グループとして、あらゆる完成車メーカーとの連携強化・拡販が期待できると考えています。

③ 経営体質の強化

本公開買付け実施後に対象者が当社グループの一員となることで、対象者においては資材購買等の全社調達コストの削減やロジスティクス関連コストの削減を見込んでいます。また、「イタコナ」や「コストバスターズ」等の当社独自のコスト削減ノウハウを対象者に導入することで、さらなる経営体質強化を実現します。

また、当社と対象者は、本資本・業務提携契約に基づき、両社で「コラボレーション委員会」を発足させ、適用法令の範囲内で、統合効果を早期に発揮するための検討を進めてまいりました。

当社と対象者は、本公開買付け実施後に、これらを実行段階へ移すとともに、中でも有望と期待されるエネルギー分野をグループ全体の新たな成長に向けた柱と位置付け「創エネルギー」「蓄エネルギー」「省エネルギー」という3つのコンセプトで強力に推進していく予定です。そして、このコンセプトの下、“家まるごと”“ビルまるごと”での一元的なエネルギー管理を実現し、総合的なエネルギーソリューションを実現する

企業グループを目指します。

(3) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

当社は、エボリューション・インベストメンツ有限会社（大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社の100%子会社）との間で、平成21年3月31日に、同社がその保有する対象者株式のうち、A種優先株式の全て（89,804,900株）及びB種優先株式の一部（64,134,300株）を本公開買付けに応募する旨の応募契約を締結しています。ただし、エボリューション・インベストメンツ有限会社による応募の義務の履行は、①同応募契約に定める当社の表明及び保証が重要な点において真実かつ正確であること、②当社が同応募契約に定める義務に重要な点において違反していないこと、③対象者が本公開買付けに賛同しており、その旨の意見表明（本公開買付けにおける買付価格に対する意見を留保し、又は普通株式については本公開買付けに応募するか否かについて株主の判断に委ねる旨の意見を含みます。）を行い、これを維持していること、④応募対象株式の応募を禁止し、又は制限することを求める裁判所又は行政機関による判決、決定、命令等が存在せず、かつ、これらに関する手続が係属していないこと及び⑤対象者に関する未公表の重要事実（金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第166条第2項に定める重要事実をいいます。）が存在しないこと（ただし、本公開買付けにおける応募対象株式の応募が法第166条第6項第7号に該当する場合は除きます。）を前提条件としており、これらの条件が充足されなかった場合には、エボリューション・インベストメンツ有限会社は応募対象株式に応募する義務を負いません（ただし、エボリューション・インベストメンツ有限会社はこれらの条件の全部又は一部の充足を前提条件として放棄し、応募することはできません。）。なお、エボリューション・インベストメンツ有限会社は、上記B種優先株式の応募に代えて、当該B種優先株式を普通株式に転換した後に当該普通株式に応募する可能性があります。上記A種優先株式及びB種優先株式が全て普通株式に転換された場合の当該普通株式の総数（1,539,392,000株）は、完全希薄化後総株式数の25.06%（小数点以下第三位を四捨五入）に相当します。なお、エボリューション・インベストメンツ有限会社が平成21年10月6日に関東財務局長に提出した大量保有報告書の変更報告書No.13によれば、エボリューション・インベストメンツ有限会社は、平成21年9月30日に、同社が保有するB種優先株式のうち、上記応募契約で本公開買付けへの応募に合意したB種優先株式以外のB種優先株式の全て（24,632,300株）を転換し、対象者普通株式246,323,000株を取得しています。

また、当社は、株式会社三井住友銀行との間で、平成21年4月30日に、同行がその保有する対象者株式のうち、A種優先株式の全て（2,932,400株）及びB種優先株式の一部（54,349,700株）を本公開買付けに応募する旨の応募契約を締結しております。ただし、株式会社三井住友銀行による応募の義務の履行は、①同応募契約に定める当社の表明及び保証が重要な点において真実かつ正確であること、②当社が同応募契約に定める義務に重要な点において違反していないこと、③対象者が本公開買付けに賛同しており、その旨の意見表明（本公開買付けにおける買付価格に対する意見を留保し、又は普通株式については本公開買付けに応募するか否かについて株主の判断に委ねる旨の意見を含みます。）を行い、これを維持していること、④応募対象株式の応募を禁止し、又は制限することを求める裁判所又は行政機関による判決、決定、命令等が存在せず、かつ、これらに関する手続が係属していないこと及び⑤対象者に関する未公表の重要事実（法第166条第2項に定める重要事実をいいます。）が存在しないこと（ただし、本公開買付けにおける応募対象株式の応募が法第166条第6項第7号に該当する場合は除きます。）を前提条件としており、これらの条件が充足されなかった場合には、株式会社三井住友銀行は応募対象株式に応募する義務を負いません（ただし、株式会社三井住友銀行はこれらの条件の全部又は一部の充足を前提条件として放棄し、応募することはできません。）。なお、株式会社三井住友銀行は、上記B種優先株式の応募に代えて、当該B種優先株式を普通株式に転換した後に当該普通株式に応募する可能性があります。上記A種優先株式及びB種優先株式が全て普通株式に転換された場合の当該普通株式の総数（572,821,000株）は、完全希薄化後総株式数の9.33%（小数点以下第三位を四捨五入）に相当します。

また、当社は、オーシャンズ・ホールディングス有限会社（ゴールドマン・サックス・グループの関連会

社)との間で、平成21年9月18日に、同社がその保有する対象者株式のうち、A種優先株式の全て(89,804,900株)及びB種優先株式の一部(6,876,455株)を本公開買付けに応募する旨の応募契約を締結しています。ただし、オーシャンズ・ホールディングス有限会社による応募の義務の履行は、①応募対象株式の応募を禁止し又は制限する管轄権を有する裁判所又は行政機関による判決、決定又は命令が存在しないこと、②法第166条第4項の定める方法により公表されていない対象者に関する重要事実(法第166条第2項に定める重要事実をいいます。)が存在しないこと(ただし、本公開買付けにおける応募対象株式の応募が法第166条第6項第7号に該当する場合を除きます。)及び③オーシャンズ・ホールディングス有限会社の保有する対象者株式の処分に関する意思決定に関与するオーシャンズ・ホールディングス有限会社又は同社の関係会社に所属する役職員が対象者又は当社から受領した情報のうち、金融商品取引業に関する内閣府令第1条第4項第14号の定める対象者の運営、業務若しくは財産に関する重要な情報であって顧客の投資判断に影響を及ぼすものに該当すると合理的に判断される情報が、全て公表されていることを前提条件としており、これらの条件が充足されなかった場合には、オーシャンズ・ホールディングス有限会社は応募対象株式に応募する義務を負いません(ただし、オーシャンズ・ホールディングス有限会社はこれらの条件の全部又は一部の充足を前提条件として放棄し、応募することはできます。)。上記A種優先株式及びB種優先株式が全て普通株式に転換された場合の当該普通株式の総数(966,813,550株)は、完全希薄化後総株式数の15.74%(小数点以下第三位を四捨五入)に相当します。なお、ゴールドマン・サックス証券株式会社が平成21年9月24日に関東財務局長に提出した大量保有報告書の変更報告書No.25によれば、オーシャンズ・ホールディングス有限会社は、同社が保有するB種優先株式のうち、上記応募契約で本公開買付けへの応募に合意したB種優先株式以外のB種優先株式の全て(81,890,145株)を転換し、対象者普通株式818,901,450株を取得しています。

(4) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者普通株式は、現在、東京証券取引所及び大阪証券取引所に上場しておりますが、当社は本公開買付けにおいて買付けを行う対象者株式の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果、東京証券取引所又は大阪証券取引所の上場廃止基準に抵触した場合、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。ただし、当社及び対象者は本公開買付け後も、当面の間、対象者普通株式を東京証券取引所及び大阪証券取引所において引き続き上場維持させることを共通認識としており、本公開買付けは対象者普通株式の上場廃止を企図するものではありません。本公開買付けの結果により対象者普通株式が東京証券取引所又は大阪証券取引所の上場廃止基準に抵触するおそれがある場合には、対象者と上場廃止を回避するための方策について協議する予定です。なお、当社は、現在のところ、本公開買付けの後、対象者の株券等をさらに取得する予定はありません。また、後記「4. その他」の「(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容」記載のとおり、当社は将来的には対象者との組織再編行為を行うことを視野に入れてはおりますが、現在のところ、これらについても具体的な予定や計画はありません。

(5) 競争法上の問題解消措置

当社又は対象者は、当社が本公開買付けにより対象者の株式を取得すること(以下、本項において「本件株式取得」といいます。)にかかる公正取引委員会その他海外の競争法当局による審査の過程で指摘を受けた競争法上の懸念を解消するため、以下の問題解消措置を講じます。

① 民生用ニッケル水素電池に関する問題解消措置

米国連邦取引委員会、中華人民共和国商務部(以下「中国商務部」といいます。)及び欧州委員会の各競争法当局から、本件株式取得にかかる競争法上の審査の過程において、本件株式取得により民生用ニッケル水素電池の商品市場に競争上の懸念が生じるとの指摘を受けたことから、かかる懸念を解消するため、対象者は、FDK株式会社(以下「FDK」といいます。)に対し、民生用ニッケル水素電池に関する事業を行っている三洋エナジートワイセル株式会社(以下「三洋エナジートワイセル」といいます。)の全株式を譲渡いたします。具体的には、三洋エナジートワイセルが、対象者から独立した事業体として民生用ニッケル水素電池事業を営めるよう、当該全株式の譲渡に先立ち、対象者の営む民生用ニッケル水素電池に関する事業を吸収分割の方法により三洋エナジートワイセルに承継させ、また、三洋エナジートワイセルが営む民

生用ニッケル水素電池に関する事業以外の事業を新設分割の方法により新設会社に承継させた上で、対象者が新設会社の全株式を取得し、さらに、民生用ニッケル水素電池に関する事業にかかる知的財産権の譲渡やライセンス等を行う予定です。なお、対象者及びFDKは、当該取引にかかる基本合意書を平成21年10月28日に締結の上公表しており、当該株式譲渡について競争法当局の承認を得られること等を条件として、平成21年12月21日に当該株式譲渡を実行する予定です。

② 円筒形リチウム一次電池及びコイン形リチウム二次電池に関する問題解消措置

公正取引委員会及び欧州委員会の各競争法当局から、本件株式取得にかかる競争法上の審査の過程において、本件株式取得により円筒形リチウム一次電池又はその一種である円筒形二酸化マンガンリチウム電池の商品市場に競争上の懸念が生じるとの指摘を受け、また、中国商務部及び欧州委員会の各競争法当局から、本件株式取得にかかる競争法上の審査の過程において、本件株式取得によりコイン形リチウム二次電池の商品市場に競争上の懸念が生じるとの指摘を受けたことから、かかる懸念を解消するため、対象者は、FDKに対し、円筒形リチウム一次電池（なお、対象者は、円筒形リチウム一次電池のうち、円筒形二酸化マンガンリチウム電池に関する事業のみを営んでおります。）及びコイン形リチウム二次電池を含むコイン形二次電池に関する事業並びにニカド電池用極板加工に関する事業を行っている三洋エナジー鳥取株式会社（以下「三洋エナジー鳥取」といいます。）の全株式を譲渡いたします。具体的には、三洋エナジー鳥取が、対象者から独立した事業体として円筒形リチウム一次電池及びコイン形二次電池に関する事業を営めるよう、当該全株式の譲渡に先立ち、対象者の営む円筒形リチウム一次電池及びコイン形二次電池に関する事業並びにニカド電池用極板加工に関する事業の一部を吸収分割の方法により三洋エナジー鳥取に承継させた上で、円筒形リチウム一次電池及びコイン形二次電池に関する事業にかかる知的財産権の譲渡やライセンス等を行う予定です。なお、対象者及びFDKは、当該取引にかかる基本合意書を平成21年10月28日に締結の上公表しており、当該株式譲渡について競争法当局の承認を得られること等を条件として、平成21年12月21日に当該株式譲渡を実行する予定です。

③ 車載用ニッケル水素電池に関する問題解消措置

イ 当社の車載用ニッケル水素電池に関する事業の譲渡

中国商務部から、本件株式取得にかかる競争法上の審査の過程において、本件株式取得により車載用ニッケル水素電池の商品市場に競争上の懸念が生じるとの指摘を受けたことから、かかる懸念を解消するための措置の一つとして、当社の車載用ニッケル水素電池に関する事業を第三者に譲渡する予定です。

ロ 当社によるPEVEに関する問題解消措置

中国商務部から、本件株式取得にかかる競争法上の審査の過程において、本件株式取得により車載用ニッケル水素電池の商品市場に競争上の懸念が生じるとの指摘を受けたことから、かかる懸念を解消するための措置の一つとして、当社とトヨタ自動車株式会社との合弁会社であり、車載用ニッケル水素電池の開発、製造及び販売等の事業を行っているパナソニックEVエナジー株式会社（以下「PEVE」といいます。）に関し、PEVEの行う車載用ニッケル水素電池に関する事業に対する当社の影響力を排除するために必要な措置として中国商務部との間で合意したものを実施する予定です。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 商号	三洋電機株式会社	
② 本店所在地	大阪府守口市京阪本通二丁目5番5号	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 佐野 精一郎	
④ 事業内容	各種電気機械器具の製造・販売	
⑤ 資本金	322,242 百万円（平成21年3月31日現在）	
⑥ 設立年月日	昭和25年4月1日	
⑦ 大株主及び持株比率 （平成21年3月31日現在）	（所有株式数別） エボリューション・インベストメンツ有限会社 オーシャンズ・ホールディングス有限会社 株式会社三井住友銀行	7.76% 7.76% 4.99%

	<p>日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口 4 G） 3.73%</p> <p>三洋電機従業員持株会 2.20%</p> <p>日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） 2.14%</p> <p>日本生命保険相互会社 1.71%</p> <p>日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） 1.31%</p> <p>住友生命保険相互会社 1.30%</p> <p>株式会社りそな銀行 1.14%</p> <p>（所有議決権数別）</p> <p>エボリューション・インベストメンツ有限会社 24.47%</p> <p>オーシャンズ・ホールディングス有限会社 24.47%</p> <p>日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口 4 G） 2.34%</p> <p>株式会社三井住友銀行 1.98%</p> <p>三洋電機従業員持株会 1.38%</p> <p>日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） 1.34%</p> <p>日本生命保険相互会社 1.07%</p> <p>日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） 0.82%</p> <p>住友生命保険相互会社 0.82%</p> <p>株式会社りそな銀行 0.71%</p> <p>（注1） エボリューション・インベストメンツ有限会社は、大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社の子会社であり、オーシャンズ・ホールディングス有限会社はゴールドマン・サックス・グループの関連会社であります。</p> <p>（注2） ゴールドマン・サックス証券株式会社から平成21年9月24日に大量保有報告書の変更報告書No. 25が関東財務局長に提出されております。同変更報告書によれば、オーシャンズ・ホールディングス有限会社は、平成21年9月18日に、同社が保有するB種優先株式のうち81,890,145株につき、これに付された取得請求権を行使して、対象者の普通株式818,901,450株を取得しています。</p> <p>（注3） エボリューション・インベストメンツ有限会社から平成21年10月6日に大量保有報告書の変更報告書No. 13が関東財務局長に提出されております。同変更報告書によれば、エボリューション・インベストメンツ有限会社は、平成21年9月30日に、同社が保有するB種優先株式のうち24,632,300株につき、これに付された取得請求権を行使して、対象者の普通株式246,323,000株を取得しています。</p>
⑧ 当社と対象者の関係	
資 本 関 係	当社と対象者との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。
人 的 関 係	当社と対象者との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。
取 引 関 係	当社は対象者との間で、対象者に対する製商品、材料等の販売取引、及び対象者からの製商品、材料等の仕入取引を行なっております。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	対象者は、当社の関連当事者には該当しません。また、対象者の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

(2) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成21年11月5日（木曜日）から平成21年12月7日（月曜日）まで（22営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第27条の10第3項の規定により、対象者から買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、平成21年12月17日（木曜日）までとなります。

(3) 買付け等の価格

普通株式1株につき、131円

A種優先株式1株につき、1,310円

B種優先株式1株につき、1,310円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、対象者と資本・業務提携の可能性について協議を重ね、グローバル競争力強化に向けたシナジー効果の追求と成長性のさらなる強化による企業価値の最大化を目指し、平成20年11月7日付で資本・業務提携に関し協議を開始することに合意しました。その上で、当社は、メリルリンチ日本証券株式会社（以下「メリルリンチ」といいます。メリルリンチに対する手数料の支払いについては、下記（注1）の記載をご参照下さい。）から平成20年12月19日に株式価値算定書の提出を受け、その算定結果に加え、対象者に対する事業・法務・財務・税務に係わるデュー・ディリジェンスの結果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、買付条件等に関する対象者との協議、対象者の大株主であるエボリューション・インベストメンツ有限会社、オーシャンズ・ホールディングス有限会社及び株式会社三井住友銀行との間の協議・交渉の結果並びに本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、平成20年12月19日に開催された取締役会において、本公開買付けにおける買付価格を決定の上、平成20年12月19日付で資本・業務提携契約を締結いたしました。なお、当社は、メリルリンチより、一定の前提条件の下、平成20年12月19日の取締役会で決定した買付価格が財務的見地から当社にとって公正である旨の意見書を平成20年12月19日に受領しています。その後、当社は、国内外の競争法に基づき日本、米国、欧州、中国、その他各国で必要な手続及び対応を行い、下記のプロセスを経て、平成21年9月30日に本公開買付けにおける買付価格を再決定の上、資本・業務提携契約を延長いたしました。なお、平成20年12月19日決定の買付価格と平成21年9月30日再決定の買付価格は同額です。

当社は、本公開買付けにおける普通株式、A種優先株式及びB種優先株式の買付価格を平成21年9月30日に再決定するに際し買付価格の決定の参考資料として、メリルリンチに対し、対象者の株式価値算定書の提出を依頼しました。当社がメリルリンチから平成21年9月30日に提出を受けた株式価値算定書によりますと、メリルリンチは、当社が提供した財務情報、財務予測その他の一定の前提及び条件の下で、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行っており、市場株価平均法では、基準日の株価終値、基準日から1ヶ月前、3ヶ月前及び6ヶ月前までのそれぞれの期間の株価終値の平均値を使用し、本公開買付けに関する新聞報道がなされた平成20年11月1日の前営業日の平成20年10月31日を基準日とした場合、145円から227円、類似会社比較法では21円から98円、DCF法では126円から246円のレンジが対象者普通株式1株当たりの算定結果として示されておりました。なお、当該DCF法の算定結果は当社が見込んでいたシナジー効果を含んでおります。また、この算定結果は、A種優先株式及びB種優先株式はいずれも1株当たり10株の割合で普通株式に転換することが前提とされております。なお、メリルリンチから、その株式価値算定の前提条件・免責事項等に関して補足説明を受けております。その詳細は、下記（注2）の記載をご参照下さい。

当社は、本公開買付けにおける買付価格の検討にあたっては、市場株価平均法による評価結果が、対象者のA種優先株式及びB種優先株式の転換による希薄化を十分に反映していない可能性がある点、ま

た類似会社比較法による評価結果が、対象者の将来の収益力及び成長性を十分に反映していない点、一方で、DCF法による評価結果が、対象者のA種優先株式及びB種優先株式の転換による希薄化を考慮している点、対象者の将来の収益力及び成長性を反映している点並びにシナジー効果を考慮している点等を勘案し、DCF法による算定結果を最も重視し、当該算定結果の範囲内で検討を行いました。当社は、メリルリンチによる算定結果に加え、平成20年12月19日以降の状況を検証するために実施した追加デュー・ディリジェンスの結果等を総合的に勘案し、平成21年9月30日に開催された取締役会において、本公開買付けにおける買付価格を普通株式1株当たり131円、A種優先株式1株当たり1,310円、B種優先株式1株当たり1,310円と決定いたしました。また、当社は、メリルリンチより、一定の前提条件の下、本公開買付けにおける買付価格が財務的見地から当社にとって公正である旨の意見書を平成21年9月30日に受領しています。

当社は、平成21年9月30日開催の取締役会において決定した上記買付価格を含む公開買付けの条件で本公開買付けを開始することを、平成21年9月30日以降の状況も勘案して平成21年11月4日に開催された取締役会において決議いたしました。

本公開買付けにおける買付価格は、本公開買付けの開始を公表した平成21年11月4日の前営業日である平成21年11月2日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の普通取引終値の228円に対して42.5%（小数点以下第二位四捨五入）、平成21年11月2日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値213円（小数点以下四捨五入）に対して38.5%（小数点以下第二位四捨五入）、平成21年11月2日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値231円（小数点以下四捨五入）に対して43.3%（小数点以下第二位四捨五入）のディスカウントを行った金額になります。

② 算定の経緯

当社は、対象者と資本・業務提携の可能性について協議を重ね、グローバル競争力強化に向けたシナジー効果の追求と成長性のさらなる強化による企業価値の最大化を目指し、平成20年11月7日付で資本・業務提携に関し協議を開始することに合意しました。その上で、当社は、メリルリンチから平成20年12月19日に株式価値算定書の提出を受け、その算定結果に加え、対象者に対する事業・法務・財務・税務に係わるデュー・ディリジェンスの結果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、買付条件等に関する対象者との協議、対象者の大株主であるエボリューション・インベストメンツ有限会社、オーシャンズ・ホールディングス有限会社及び株式会社三井住友銀行との間の協議・交渉の結果並びに本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、平成20年12月19日に開催された取締役会において、本公開買付けにおける買付価格を決定の上、平成20年12月19日付で資本・業務提携契約を締結いたしました。なお、当社は、メリルリンチより、一定の前提条件の下、平成20年12月19日の取締役会で決定した買付価格が財務的見地から当社にとって公正である旨の意見書を平成20年12月19日に受領しています。

その後、当社は、国内外の競争法に基づき日本、米国、欧州、中国、その他各国で必要な手続及び対応を行い、下記のプロセスを経て、平成21年9月30日に本公開買付けにおける買付価格を再決定の上、資本・業務提携契約を延長いたしました。なお、平成20年12月19日決定の買付価格と平成21年9月30日再決定の買付価格は同額です。

当社は、本公開買付けにおける買付価格を決定するにあたり、平成20年12月19日以前に行った対象者に対するデュー・ディリジェンスを通じて対象者の事業・財務・法務・税務リスクを把握するとともに、それ以降の状況を検証するために追加デュー・ディリジェンスを実施し、当該デュー・ディリジェンスにおいて対象者が提示した対象者及びその子会社・関連会社に関する事業計画の分析を実施し、デュー・ディリジェンスの結果に基づき独自に事業計画の修正を行いました。

当社は、本公開買付けにおける買付価格を平成21年9月30日に再決定するにあたり、メリルリンチより株式価値算定書を平成21年9月30日に取得しております。メリルリンチは、当該株式価値算定書において、当社が独自に修正した対象者及びその子会社・関連会社の事業計画を基に、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法を用いて対象者の株式価値算定を行っており、当該株式価値算定書によると、市場株価平均法では、基準日の株価終値、基準日から1ヶ月前、3ヶ月前及び6ヶ月前までのそれぞれの期間の株価終値の平均値を使用し、本公開買付けに関する新聞報道がなされた平成20年11

月1日の前営業日の平成20年10月31日を基準日とした場合、145円から227円、類似会社比較法では21円から98円、DCF法では126円から246円のレンジが対象者普通株式1株当たりの算定結果として示されております。なお、当該DCF法の算定結果は当社が見込んでいるシナジー効果を含んでおります。また、この算定結果は、A種優先株式及びB種優先株式はいずれも1株当たり10株の割合で普通株式に転換することが前提とされております。なお、メリルリンチから、その株式価値算定の前提条件・免責事項等に関して補足説明を受けております。その詳細は、下記(注2)の記載をご参照下さい。

当社は、本公開買付けにおける買付価格の検討にあたっては、市場株価平均法による評価結果が、対象者のA種優先株式及びB種優先株式の転換による希薄化を十分に反映していない可能性がある点、また類似会社比較法による評価結果が、対象者の将来の収益力及び成長性を十分に反映していない点、一方で、DCF法による評価結果が、対象者のA種優先株式及びB種優先株式の転換による希薄化を考慮している点、対象者の将来の収益力及び成長性を反映している点並びにシナジー効果を考慮している点等を勘案し、DCF法による算定結果を最も重視し、当該算定結果の範囲内で検討を行いました。当社は、メリルリンチによる算定結果に加え、平成20年12月19日以降の状況を検証するために実施した追加デュー・ディリジェンスの結果等を総合的に勘案し、平成21年9月30日に開催された取締役会において、最終的に本公開買付けにおける普通株式の買付価格を1株当たり131円、A種優先株式の買付価格を1株当たり1,310円、B種優先株式の買付価格を1株当たり1,310円とそれぞれ決定いたしました。また、当社は、メリルリンチより、一定の前提条件の下、本公開買付けにおける買付価格が財務的見地から当社にとって公正である旨の意見書を平成21年9月30日に受領しています。

当社は、平成21年9月30日開催の取締役会において決定した上記買付価格を含む公開買付けの条件で本公開買付けを開始することを、平成21年9月30日以降の状況も勘案して平成21年11月4日に開催された取締役会において決議いたしました。

(注1) メリルリンチは、本公開買付けに関する当社のフィナンシャル・アドバイザーであり、かかるサービスに対し当社から手数料を受領し、その相当部分は本公開買付けの成立に伴い発生します。

(注2) 当社の依頼を受けて対象者の株式価値算定を行い、平成20年12月19日付及び平成21年9月30日付の各株式価値算定書及び意見書を提出したメリルリンチから、前提条件・免責事項等に関して以下の補足説明を受けております。

メリルリンチは、対象者の株式価値の算定において用いた各手法及び考慮した要因の重要性及び関連性について定性的な判断を行っており、したがって、メリルリンチの分析は全体を考慮する必要があり、その一部分を抽出することは、かかる分析及び意見の基礎をなす過程についての不完全な理解をもたらすおそれがあります。また、メリルリンチは、当社、対象者、業界の業績及び規制環境、事業活動、経済、市場及び財務の情勢その他の事項について多数の前提を置いており、その多くは当社にとって制御不能であり、かつ、複雑な方法論の適用及び経験則上の判断を伴っています。

メリルリンチの意見に至る過程及び当該意見の基礎をなす株式価値の分析の実施は、特定の状況に最も適切かつ関連する財務分析方法に関する諸決定及びかかる方法の適用を伴う複雑な分析過程であり、したがって、かかる意見及び分析は、容易に要約できるものではなく、一部の分析結果の表明で代替できるものでもありません。比較分析に用いた如何なる会社、事業及び取引も、当社、対象者又は本件と同一ではありません。また、かかる分析結果の評価は、専ら数学的なものではなく、むしろ、関連取引、関係当事者の市場株価その他の価値又は分析された事業セグメント・取引に影響しうる財務上・事業上の特性その他の要因についての複雑な考慮及び判断を伴います。かかる分析に含まれる評価及び個別の分析の結果たる株式価値の範囲は必ずしも実際の又は将来の結果・価値を示し又は予測するものではなく、これらとは著しく異なり得ます。さらに、事業又は証券の価値の分析は価格の鑑定ではなく、事業、会社又は証券が実際に売却される場合の価格を反映するものではありません。このように、かかる分析及び評価は本質的に重大な不確実性を伴います。

メリルリンチは、当該意見書の提出及びその基礎となる分析の実施に際し、当社及び対象者から提供された情報及び公開情報が全て正確かつ完全であることを前提とし、かつ、個別の資産・負債について鑑定、実地評価を行っておらず、またそれらを受領していません。また、当社及び対象者の財務予測及び本公開買付けにより予想されるシナジー効果に関する情報については、合理的な根拠に基づいて作成され、当社又は対象者の経営陣の当該時点で入手可能な最善の予測と判断を反映していることを前提としています。かかる意見書及び株式価値算定書は、メリルリンチが公開買付者に対して各意見書及び株式価値算定書を提出した日における情報と経済条件を前提としています。

メリルリンチが提出した各株式価値算定書及び意見書は、当社の取締役会が本公開買付けにおける買付価格の検討において使用する便宜のためにのみ作成されたものであり、また、当社による本公開買付けの実行決定の是非についてのメリルリンチの意見を述べるものではなく、さらに対象者の株主が本公開買付けに応募すべきか又はその他いかなる事項についても対象者の株主に対して何らかの推奨を行うものではなく、対象者の株主その他いかなる者によっても依拠されるべきものではありません。

③ 算定機関との関係

当社のフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）であるメリルリンチは、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません（同社に対する手数料の支払いについては、上記（注1）の記載をご参照ください。）。

（5）買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
3,070,985,000株	3,070,985,000株	—

（注1）応募株券等の総数が買付予定数の下限（3,070,985,000株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合、応募株券等の全部の買付けを行います。なお、A種優先株式及びB種優先株式には、それぞれ対象者普通株式への転換を請求する権利が付されているため、買付予定数の下限の達成を判断するにあたっては、本公開買付けに応募されたA種優先株式及びB種優先株式をそれぞれ普通株式10株とみなして応募株券等の総数を計算します。また、買付予定数の下限（3,070,985,000株）は、完全希薄化後総株式数の過半数に相当します。

（注2）単元未満株式も本公開買付けの対象としております。

（注3）本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

（注4）公開買付け期間末日までにA種優先株式及びB種優先株式の全部又は一部が普通株式に転換される可能性があります。当該転換により発行又は移転される対象者普通株式についても本公開買付けの対象とします。

（注5）本公開買付けにより公開買付け者が取得する対象者の株券等の最大数は、対象者が平成21年8月5日に提出した第86期第1四半期報告書に記載された平成21年6月30日現在の発行済の普通株式総数（1,872,338,099株）に、対象者が平成21年8月5日に提出した第86期第1四半期報告書に記載された平成21年6月30日現在の発行済のA種優先株式（182,542,200株）及びB種優先株式（246,029,300株）が全て普通株式に転換された場合の当該普通株式の総数（4,285,715,000株）を加え、対象者が平成21年6月29日に提出した第85期有価証券報告書に記載された平成21年3月31日現在の対象者が保有する自己株式数（16,084,021株）を控除した株式数（6,141,969,078株）になります。

（6）買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付け者の所有株券等に係る議決権の数	一個	（買付け等前における株券等所有割合 ー%）
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	1,568個	（買付け等前における株券等所有割合 0.03%）
買付予定の株券等に係る議決権の数	3,070,985個	（買付け等後における株券等所有割合 50.04%）
対象者の総株主等の議決権の数	3,669,611個	

（注1）「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数に係る議決権の数を記載しております。

（注2）「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等（金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第7条第1項各号に掲げる場合に係る株券等を含みます。）に係る議決権の数の合計を記載しております。

（注3）「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成21年8月5日に提出した第86期第1四半期報告書に記載された平成21年3月31日現在の総株主の議決権の数（普通株式については1単元の株式数を1,000株、A種優先株式については1単元の株式数を100株として記載されたもの）です。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象としており、A種優先株式及びB種優先株式は転換が可能であるため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が平成21年8月5日に提出した第86期第1四半期報告書に記載された平成21年3月31日現在の普通株式に係る議決権の数（1,844,189個）に単元未満株式に係る議決権の数（対象者が平成21年8月5日に提出した第86期第1四半期報告書に記載された平成21年3月31日現在の単元未満株式10,541,099株から、対象者が平成21年6月29日に提出した第85期有価証券報告書に記載された平成21年3月31日現在の対象者の保有する単元未満自己株式21株を控除した10,541,078株に係る議決権の数である10,541個）、並びに対象者が平成21年8月5日に提出した第86期第1四半期報告書に記載された平成21年3月31日現在のA種優先株式（182,542,200株）及びB種優先株式（246,029,300株）が全て普通株式に転換された場合の当該普通株式に係る議決権の総数（4,285,715個）を加えた数である6,140,445個を分母として計算しております。

（注4）「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 402,299 百万円

(注) 買付代金には、買付予定数 (3,070,985,000 株) に 1 株当たりの買付価格 (131 円) を乗じた金額を記載しております。ただし、応募株券等の総数が買付予定数以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行いますので、最大買付数 (6,141,969,078 株) の全てを買付けた場合の買付代金は、804,597 百万円になります。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号

② 決済の開始日

平成 21 年 12 月 11 日 (金曜日)

(注) 法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合、決済の開始日は平成 21 年 12 月 25 日 (金曜日) となります。

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等 (外国人株主等の場合は常任代理人) の住所宛に郵送します (公開買付代理人のインターネット専用サービスである野村ジョイ (注) を経由して応募した場合は除きます。)。野村ジョイを経由して応募された場合には、野村ジョイのホームページ (<https://www.nomurajoy.jp/>) に記載される方法により交付されます。買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます (送金手数料がかかる場合があります。)。なお、応募された対象者優先株式について、応募株主以外の第三者の名義に書き換えられる等の事情により株主名簿上の名義を公開買付者名義に書き換えることができないことが判明した場合又は質権その他の担保権が設定されていることが判明した場合には、公開買付者は、当該応募株式に係る売却代金の全部又は一部の支払いを留保することがあります (ただし、買付予定数の下限の達成を判断するにあたっては、当該株式も応募株券等の総数に含めて計算します。))。

(注) 平成 21 年 11 月 23 日に公開買付代理人とジョインベスト証券株式会社が合併することにもない、公開買付代理人のインターネット専用サービスである野村ジョイが開始されます。平成 21 年 11 月 23 日以降は野村ジョイを経由して応募することができます。野村ジョイを経由する方法による応募の受付は、野村ジョイのホームページ (<https://www.nomurajoy.jp/>) に記載される方法によって行います。ただし、インターネットを利用した方法であっても、公開買付代理人のオンラインサービスである野村ホームトレードを経由した応募の受付は行われません。

④ 株券等の返還方法

(a) 普通株式の場合

後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「①法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、決済の開始日 (公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日) 以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します (株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、その旨指示してください。))。

(b) 優先株式の場合

後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「①法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、決済の開始日 (公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日) 以後速やかに、株券等の応募に際して提出された「株式登録証明書」及び「株主名簿名義書換請求書」を応募株主の指示により応募株主の住所への郵送により返還します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限 (3,070,985,000 株) に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限 (3,070,985,000 株) 以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。なお、A 種優先株式及び B 種優先株式には、それぞれ対象者普通株式へ

の転換を請求する権利が付されているため、買付予定数の下限の達成を判断するにあたっては、本公開買付けに応募されたA種優先株式及びB種優先株式をそれぞれ普通株式10株とみなして応募株券等の総数を計算します。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

令第14条第1項第1号イないしリ及びマないしソ、第3号イないしチ、第4号並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合（公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の前日までに、後記「4. その他」の「(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報」記載の米国の1976年ハート・スコット・ロディノ反トラスト改善法（その後の改正を含み、以下「米国反トラスト法」といいます。）に基づく待機期間が満了しない場合又は米国連邦取引委員会により本件株式取得の禁止等の措置がとられた場合を含みます。）は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに公開買付代理人の応募の受付を行った本店又は全国各支店（公開買付代理人のインターネット専用サービスである野村ジョイは除きます。）に公開買付応募申込の受付票を添付の上、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。野村ジョイを経由して応募された契約の解除をする場合は、野村ジョイのホームページ(<https://www.nomurajoy.jp/>)に記載される方法によって公開買付期間末日の15時30分までに解除手続きを行ってください。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、法第27条の8第11項ただし書きに定める場合を除き、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(10) 公開買付開始公告日
平成21年11月5日（木曜日）

(11) 公開買付代理人
野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、「1. 買付け等の目的等」をご参照ください。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者は平成21年11月4日開催の同社取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明する旨の決議を行っております。

当社及び対象者は、平成20年12月19日付で資本・業務提携契約を締結しました。同契約において、大要以下の事項に合意しております。

① 当社が対象者の総株主の議決権の過半数の取得（以下「本件取引」といいます。）を行い、対象者を子会社化し、将来的には対象者との合併その他の組織再編行為を行うことを視野に入れた上、両社が緊密な協業関係を構築すること。

② 当社は、対象者が本公開買付けに賛同しており、その旨の意見表明を行うことに同意していること等を条件として本公開買付けを開始すること。ただし、かかる意見表明において、対象者は、本公開買付けの買付価格に対する意見を留保し、又は、普通株式については本公開買付けに応募するか否かについて株主の判断に委ねる旨の意見を表明できること。

③ 対象者は、本公開買付けが国内外の適用法令に従い適法であること、本公開買付けの買付価格について、本公開買付けに賛同する意見を表明する上で適切な額を下回らないと判断できること、第三者から本件取引を実施するよりも、対象者の企業価値の向上により対象者の株主の利益に資すると合理的に判断される提案がなされていないこと、対象者が賛同する意向の表明を行うことが、対象者の取締役の善管注意義務に反することとなる事由が存在しないこと等を条件として本公開買付けに賛同する意向を表明、公表及び維持すること。

④ 対象者は、本件取引完了までの間、当社以外の第三者との間で、本件取引と矛盾し又は本件取引の実行に重大な支障を生じさせる一定の取引（以下「対抗取引」といいます。）について、相手方に対する情報提供、相手方との取引の検討等又は取引の実行を行ってはならないこと。ただし、対象者が対抗取引の提案を受けること自体は妨げられないものとし、当社以外の第三者から受けた対抗取引の提案の内容が本件取引を実行するよりも対象者の株主の利益に資すると対象者が合理的に判断する場合には、対象者は当社と誠実に協議すること。

⑤ 対象者は、当社と対象者が別途合意した取引等を除き、本件取引完了までの間、対象者及びその子会社において従前通りの通常業務の範囲内でのみ業務を行い、かつ、子会社をしてこれを行わせしめ、対象者及びその子会社の通常業務の範囲外の重要な資産の処分または債務もしくは責任の負担その他対象者の連結ベースの事業、資産、負債、連結財政状態、連結経営成績、連結キャッシュフローまたは将来の収益計画に重大な悪影響を与える事項を行わず、かつ、子会社をしてこれを行わせないものとする。

⑥ 当社及び対象者は、「コラボレーション委員会」を資本・業務提携契約締結後速やかに発足させ、国内外の適用法令に基づき許容される時期及び内容の範囲内で、本件取引完了後の経営方針・統制環境に関する事項等について検討すること。

⑦ 本件取引に関連して、国内外の独占禁止法・競争法に関する公正取引委員会及び諸外国の競争法当局その他監督当局との折衝ないし監督当局からの許認可が必要な事項に関しては、当社及び対象者は、両社協議の上、関係法令において対応を義務付けられている各社がその責任において必要な手続を行うこと。

⑧ 本件取引が完了した場合の以下の事項

イ 当社及び対象者は、本件取引が完了した場合であっても、当面の間、対象者普通株式の上場を維持す

ることが両社の共通認識であることを確認し、本公開買付けの結果により対象者普通株式がその上場維持の要件に抵触するおそれがある場合には、上場廃止を回避するための方策について両社で協議すること。

ロ 当社及び対象者は、本件取引が完了した場合であっても、対象者が上場を維持している間、対象者の商号及びSANYOブランドを維持すること。

ハ 当社及び対象者は、当社から対象者への取締役及び監査役の派遣を含む、対象者の新役員人事を協議すること。

ニ 当社及び対象者は、優先株主から指名され又は出向している者を除く、対象者の現任の取締役、監査役及び執行役員の処遇について、引き続き事業運営にあたることを基本方針として、協議すること。

ホ 当社は、シナジー実現の加速を目的として、対象者との協業のために1,000億円規模の投資を予定していること。ただし、その具体的な内容、実施時期等の詳細は、当社及び対象者で協議の上決定すること。

ヘ 本件取引が完了した場合であっても、対象者が平成20年5月に採択した中期経営計画に従い、主体的に経営を行うことが両社の共通認識であること。当該中期経営計画を達成できていない又は達成が極めて困難であると客観的に認められる場合、当社及び対象者は協業のあり方について、企業グループとしての価値を最大化するという観点から、誠実に協議し、決定するものとする。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

① 公開買付者は、米国反トラスト法に基づき、米国司法省反トラスト局及び米国連邦取引委員会（以下併せて「米国反トラスト当局」と総称します。）に対し、本公開買付けによる株式取得（以下本項において「本件株式取得」といいます。）の前に企業結合に関する事前届出をする必要があります。米国反トラスト当局は、当該届出が受理された日から15日以内により詳細な審査（第2次審査）を行うかの決定を行います。米国反トラスト当局によるかかる決定が行われない場合、公開買付者は、上記期間が終了した後に本件株式取得を実行することができますが、米国反トラスト当局が上記期間内に第2次審査が必要であると決定した場合には、米国反トラスト当局のいずれか一方が届出者に対し追加資料請求（セカンドリクエスト）を行い、第2次審査を実施します。その場合、一定の待機期間内に当該当局が本件株式取得の禁止等の措置をとらなければ、公開買付者は、上記待機期間が終了した後に本件株式取得を実行することができます。なお、本件株式取得についての事前届出は、平成21年2月9日（現地時間）付で米国反トラスト当局に受理されています。その後、米国連邦取引委員会が、平成21年2月24日（現地時間）付で公開買付者に対してセカンドリクエストの通知を行い、第2次審査を実施しており、公開買付者は、その過程において、前記「1. 買付け等の目的等」の「(5) 競争法上の問題解消措置」記載の問題解消措置を講じることを米国連邦取引委員会に申し出ております。現在、米国連邦取引委員会はかかる問題解消措置に焦点を当てて審査を継続しておりますが、前記「2. 買付け等の概要」の「(2) 買付け等の期間」①記載の届出当初の買付け等の期間内には、米国連邦取引委員会が本件株式取得の禁止等の措置をとることなく、上記待機期間が終了する見込みです。

② 公開買付者とエボリューション・インベストメンツ有限会社、株式会社三井住友銀行及びオーシャンズ・ホールディングス有限会社は、それぞれ応募契約を締結しております。応募契約の概要については、「1. 買付け等の目的等」の「(3) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照下さい。

③ 対象者は、平成21年9月25日付で「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表の概要は以下のとおりですが、これらは、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また、実際にかかる検証を行っておりません。

（対象者による公表内容）

最近の業績動向を踏まえ、平成21年7月30日に公表した業績予想を下記のとおり修正いたしましたのでお知らせいたします。

記

平成22年3月期通期連結業績予想数値の修正（平成21年4月1日～平成22年3月31日）

	売上高	営業利益	継続事業 税引前当期純利益
前回発表予想（A）	百万円 1,660,000	百万円 25,000	百万円 7,000
今回発表予想（B）	1,660,000	25,000	△22,000
増減額（B－A）	0	0	△29,000
増減率（%）	0.0	0.0	—
（ご参考）前期実績 （平成21年3月期）	1,770,656	8,276	△113,748

修正の理由

通期の連結業績予想につきましては、前回の業績予想修正時には据え置きと致しましたが、1）当社洗濯乾燥機の商品事故対策費用約100億円、2）特別キャリア支援の実施費用111億円、3）当社株式の公開買付け実施に向けた準備に関連する費用約50億円、4）その他一部子会社の追加構造改革費用ならびに為替差損等、による影響を見直した結果、継続事業税引前当期純利益、当社帰属当期純利益とも前回予想を修正致します。

なお、売上高、営業利益につきましては、前回予想を据え置きと致します。

④ 対象者は、平成21年10月23日付で「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表の概要は以下のとおりですが、これらは、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付けはその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また、実際にかかる検証を行っておりません。

（対象者による公表内容）

最近の業績動向を踏まえ、平成21年7月30日に公表した業績予想を下記のとおり修正いたしましたのでお知らせいたします。

記

平成22年3月期第2四半期連結累計期間連結業績予想数値の修正（平成21年4月1日～平成21年9月30日）

	売上高	営業利益	継続事業 税引前四半期純利益
前回発表予想（A）	百万円 800,000	百万円 △5,000	百万円 △33,000
今回発表予想（B）	780,000	3,000	△30,000
増減額（B－A）	△20,000	8,000	3,000
増減率（%）	△2.5%	—	—
（ご参考） 前期第2四半期実績 （平成21年3月期第2四半期）	1,006,659	23,965	8,675

修正の理由

平成22年3月期第2四半期連結累計期間の業績予想につきましては、部品関連の収益を主体に改善し、営業利益は前回予想に比べ約80億円良化しました。一方で、洗濯乾燥機の商品事故対策費用が発生したこと等により、継続事業税引前四半期純利益は、前回予想から30億円の改善にとどまる見通しです。なお、通期の連結業績予想につきましては、平成21年9月25日に発表の業績予想から変更ありません。

⑤ 対象者が平成21年10月28日付で公表した「子会社（三洋エナジートワイセルおよび三洋エナジー鳥取）との会社分割等および子会社の株式の譲渡に関する基本合意のお知らせ」によれば、対象者は、平成21年10月28日開催の取締役会において、(a)ニッケル水素電池のうち自動車用途を除いたものに係る事業、(b)

円筒形リチウム一次電池及びコイン形二次電池に係る事業並びに(c)ニカド電池用極板加工事業の一部を、FDKに譲渡するため、同社との間で基本合意書を締結することを決議した旨を公表しております。同基本合意書に基づく譲渡の概要は、上記「1. 買付け等の目的等」の「(5) 競争法上の問題解消措置」①及び②の記載をご参照下さい。

⑥ 対象者は、平成21年10月29日付で「平成22年3月期 第2四半期決算短信」を公表しております。当該公表に基づく平成22年3月期第2四半期の対象者の連結業績は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また、実際にかかる検証を行っておりません。

平成22年3月期第2四半期の連結業績（平成21年4月1日～平成21年9月30日）

(i) 連結経営成績（累計）

	平成22年3月期 (第2四半期連結累計期間)
売上高（百万円）	784,004
営業利益（百万円）	3,346
継続事業税引前四半期純利益 （百万円）	△30,619

(ii) 連結財政状態

	平成22年3月期 (第2四半期連結会計期間末)
総資産（百万円）	1,393,668
株主資本（百万円）	111,757
株主資本比率	8.0%
1株当たり株主資本（円）	△18.51

以 上

【インサイダー規制】

本プレスリリースに含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第 167 条第 3 項及び同施行令第 30 条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、本書面の発表（平成 21 年 11 月 4 日午後 3 時 30 分 東京証券取引所の適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された時刻）から 12 時間を経過するまでは、三洋電機株式会社の株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意ください。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

【勧誘規制】

本プレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付け説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。本プレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、本プレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとしします。

【将来予測】

本プレスリリースには、三洋電機株式会社株式を取得した場合における、当社の経営陣の考え方に基づく、事業展開の見通しを記載しています。実際の結果は多くの要因によって、これらの見込みから大きく乖離する可能性があります。

【その他の国】

国又は地域によっては、本プレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとしします。

本プレスリリースには、パナソニックグループの「将来予想に関する記述（forward-looking statements）」（米国1933年証券法第27条Aおよび米国1934年証券取引法第21条Eに規定される意味を有する）に該当する情報が記載されています。本プレスリリースにおける記述のうち、過去または現在の事実に関するもの以外は、かかる将来予想に関する記述に該当します。これら将来予想に関する記述は、現在入手可能な情報に鑑みてなされたパナソニックグループの仮定および判断に基づくものであり、これには既知または未知のリスクおよび不確実性ならびにその他の要因が内在しており、それらの要因による影響を受ける恐れがあります。かかるリスク、不確実性およびその他の要因は、かかる将来予想に関する記述に明示的または黙示的に示されるパナソニックグループの将来における業績、経営結果、財務内容に関してこれらと大幅に異なる結果をもたらすおそれがあります。パナソニックグループは、本プレスリリースの日付後において、将来予想に関する記述を更新して公表する義務を負うものではありません。投資家の皆様におかれましては、1934年米国証券取引法に基づく今後の米国証券取引委員会への届出等において当社の行う開示をご参照下さい。

なお、上記のリスク、不確実性およびその他の要因の例としては、次のものが挙げられますが、これらに限られるものではありません。かかるリスク、不確実性およびその他の要因は、当社の有価証券報告書にも記載されていますのでご参照ください。

- 米国、欧州、日本、中国その他のアジア諸国の経済情勢、特に個人消費および企業による設備投資の動向
- 多岐にわたる製品・地域市場におけるエレクトロニクス機器および部品に対する産業界や消費者の需要の変動
- 為替相場の変動（特に円、米ドル、ユーロ、人民元、アジア諸国の各通貨ならびにパナソニックグループが事業を行っている地域の通貨またはパナソニックグループの資産および負債が表記されている通貨）
- 資金調達環境の変化等により、パナソニックグループの資金調達コストが増加する可能性
- 急速な技術革新および変わりやすい消費者嗜好に対応し、新製品を価格・技術競争の激しい市場へ遅滞なくかつ低コストで投入するパナソニックグループの能力
- 他企業との提携またはM&A（公開買付けによる三洋電機の子会社化を含む）で期待どおりの成果を上げられない可能性
- パナソニックグループが他企業と提携・協調する事業の動向
- 多岐にわたる製品分野および地域において競争力を維持するパナソニックグループの能力
- 製品やサービスに関する何らかの欠陥・瑕疵等により費用負担が生じる可能性
- 第三者の特許その他の知的財産権を使用する上での制約
- 諸外国による現在および将来の貿易・通商規制、労働・生産体制への何らかの規制等（直接・間接を問わない）
- パナソニックグループが保有する有価証券およびその他資産の時価や有形固定資産、のれんなどの長期性資産および繰延税金資産等の評価の変動、その他会計上の方針や規制の変更・強化
- 地震等自然災害の発生、感染症の世界的流行その他パナソニックグループの事業活動に混乱を与える可能性のある要素